

(※)厚生労働大臣の指定する単体たる化学物質及び化合物(合金を含む。)にさらされる業務による疾病であって、厚生労働大臣が定めるものに係る傷病性質コードの枝番

化学物質	症状又は障害	枝番(3桁)
アンモニア	皮膚障害、前眼部障害又は気道・肺障害	001
塩酸(塩化水素を含む。)	皮膚障害、前眼部障害、気道・肺障害又は歯牙酸蝕	002
硝酸	皮膚障害、前眼部障害、気道・肺障害又は歯牙酸蝕	003
水酸化カリウム	皮膚障害、前眼部障害又は気道・肺障害	004
水酸化ナトリウム	皮膚障害、前眼部障害又は気道・肺障害	005
水酸化リチウム	皮膚障害、前眼部障害又は気道・肺障害	006
弗化水素酸(弗化水素を含む。以下同じ。)	皮膚障害、前眼部障害又は気道・肺障害	007
硫酸	皮膚障害、前眼部障害、気道・肺障害又は歯牙酸蝕	008
亜鉛等の金属ヒューム	金属熱	009
アルキル水銀化合物(アルキル基がメチル基又はエチル基である物に限る。以下同じ。)	四肢末端若しくは口囲の知覚障害、視覚障害、運動失調、平衡障害、構語障害又は聴力障害	010
アンチモン及びその化合物	頭痛、めまい、嘔吐等の自覚症状、皮膚障害、前眼部障害、心筋障害又は胃腸障害	011
塩化亜鉛	皮膚障害、前眼部障害又は気道・肺障害	012
塩化白金酸及びその化合物	皮膚障害、前眼部障害又は気道障害	013
カドミウム及びその化合物	気道・肺障害、腎障害又は骨軟化	014
クロム及びその化合物	皮膚障害、気道・肺障害、鼻中隔穿孔又は嗅覚障害	015
コバルト及びその化合物	皮膚障害又は気道・肺障害	016
四アルキル鉛化合物	頭痛、めまい、嘔吐等の自覚症状又はせん妄、幻覚等の精神障害	017
水銀及びその化合物(アルキル水銀化合物を除く。)	頭痛、めまい、嘔吐等の自覚症状、振せん、歩行障害等の神経障害、焦燥感、記憶減退、不眠等の精神障害、口腔粘膜障害又は腎障害	018
セレン及びその化合物(セレン化水素を除く。)	皮膚障害(爪床炎を含む。)、前眼部障害、気道・肺障害又は肝障害	019
セレン化水素	頭痛、めまい、嘔吐等の自覚症状、前眼部障害又は気道・肺障害	020
鉛及びその化合物(四アルキル鉛化合物を除く。)	頭痛、めまい、嘔吐等の自覚症状、造血器障害、末梢神経障害又は疝痛、便秘等の胃腸障害	021
ニッケルカルボニル	頭痛、めまい、嘔吐等の自覚症状又は気道・肺障害	022
バナジウム及びその化合物	皮膚障害、前眼部障害又は気道・肺障害	023
砒化水素	血色素尿、黄疸又は溶血性貧血	024
砒素及びその化合物(砒化水素を除く。)	皮膚障害、気道障害、鼻中隔穿孔、末梢神経障害又は肝障害	025
ブチル錫	皮膚障害又は肝障害	026
ベリリウム及びその化合物	皮膚障害、前眼部障害又は気道・肺障害	027
マンガン及びその化合物	頭痛、めまい、嘔吐等の自覚症状又は言語障害、歩行障害、振せん等の神経障害	028
塩素	皮膚障害、前眼部障害、気道・肺障害又は歯牙酸蝕	029
臭素	皮膚障害、前眼部障害又は気道・肺障害	030
弗素及びその無機化合物(弗化水素酸を除く。)	皮膚障害、前眼部障害、気道・肺障害又は骨硬化	031